

農地法第3条の3第1項の規定による届出に要する書類

【届出先:羽曳野市農業委員会】

(市街化及び調整区域 相続、遺産分割、財産分与等)

No.	書 類 の 種 類		発行 機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	申請書類一式		市	1		
2	権利移動後の登記	【登記済み】➡ 土地登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局	1		
		※登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」の記載された、不動産登記情報を添付することにより、登記事項証明書の提出は省略できます。	財民事務協会		1	
		【未 登 記】➡ ㊦戸籍謄本(土地所有者を確認するため)	市	1		
		㊧遺産分割、財産分与等協議書の写し	申請者		1	
3	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者	1		
4	代理人が申請する場合	委任状	申請者	1		
5	国籍確認書類	日本国籍:戸籍謄本・抄本又は、住民票の写し(本籍地記載のもの) 外国籍(中長期在留者及び特別永住者):在留カード又は在留資格認定証明書、特別永住者証明書				
注 意 事 項	*添付書類は、3か月以内のものとする。					
	*申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。					
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。					
	*農地を相続、遺産分割、財産分与、法人の合併・分割、時効取得等により農地の権利を取得した方は、登記完了後に農業委員会事務局まで届出をお願いします。					
	※No.2の登記情報提供サービス利用の適用条件:不動産登記情報には「10桁の照会番号」「発行年月日」が記載され、番号取得日の翌日から100日間が有効となります。					

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711